

いわき市における令和5年台風第13号に伴う災害に係る介護報酬等の取扱い
Vol.1

令和5年9月14日作成

Q1 被災等のために通所介護事業所の利用者が、一時的に同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合の介護報酬の請求について

A1 当該利用者にサービス提供を行う職員が、被災した通所介護事業所の職員である場合には、被災した通所介護事業所が介護報酬の請求をする取扱いとしても差し支えない。

・上記取扱い時のケアプランについて

サービス提供時間等の変更があり、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

・上記取扱い時の契約書等について

サービス提供事業所に変更は生じず、当該事業所との契約が継続しているものと考えられるため、間借りしている別事業所との新規契約は要しないものとする。

国通知 2頁

(3)被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合

別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。

ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。

Q2 ショートステイにおいて、居室以外の場所で処遇した場合の介護報酬の請求について

A2 被災等により避難者がショートステイを利用した場合、やむを得ない理由により、当該利用者を静養室等の居室以外の場所で処遇したときには、多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。

なお、本来処遇されるべき場所以外におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受入れ先等の確保に努めること。

国通知 2頁

(4)やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合

被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。なお、本来処遇されるべき場所以外におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。

Q3 利用者又はサービス提供事業所の被災により、サービス提供事業所やサービス内容等が変更となる場合のサービス担当者会議の実施とケアプランの同意について

A3 利用者等の被災状況を勘案し、緊急で別のサービスの利用を開始する場合、サービス担当者会議をサービス提供後の開催としても差し支えない。サービス利用後に実施する場合には事後の開催となった理由等について支援経過に記録すること。

また、やむを得ない理由がある場合は、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用することにより、柔軟に対応することが可能である。

サービス内容を変更したケアプランの同意については、サービス利用開始前に口頭で同意を得て、事後に利用者から署名又は記名押印により同意を得る取扱いで差し支えない。利用開始前に口頭で同意を得た旨を支援経過に記録すること。

※ 留意点

今回の災害における利用者への対応状況や経緯について、支援経過記録等に記録を残すこと。